第八号中(656)を(661)とし、(451)から(655)までを(456)から(660)までとし、(450)を(454)とし、その次に次のように加える。

(455)　タフルプロスト・チモロールマレイン酸塩

第八号中(449)を(452)とし、その次に次のように加える。

(453)　タファミジス

第八号中(448)を(451)とし、(407)から(447)までを(410)から(450)までとし、(406)を(408)とし、その次に次のように加える。

(409)　セチリスタット

第八号中(405)を(407)とし、(266)から(404)までを(268)から(406)までとし、(265)を(266)とし、その次に次のように加える。

(267)　クロピドグレル硫酸塩・アスピリン

第八号中(264)を(265)とし、(112)から(263)までを(113)から(264)までとし、(111)の次に次のように加える。

(112)　インダカテロールマレイン酸塩・グリコピロニウム臭化物

○厚生労働省告示第三百五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十日　　厚生労働大臣　田村　憲久

第百三十六号を第百三十八号とし、第百三十五号を第百三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十七　タルクの製剤（胸膜腔内注入用懸濁剤であって悪性胸水の再貯留抑制に用られるものに限る。）

第百三十四号を第百三十五号とし、第八十一号から第百三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八十号の次に次の一号を加える。

八十一　トラスツズマブ　ヒムタンシン及びその製剤

○国土交通省告示第八百七十五号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第十五条第三項の規定に基づく職員の携帯する身分を示す証明書の様式を次のように定める。

平成二十五年九月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

（表）

8cm

3cm

3cm

6cm

第　　号

立入検査証

下記の者は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第１５条第１項及び第２項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。

写　真

官名又は職名

氏　　名

年　　月　　日生

国土交通大臣　　印

（地方支分部局長又は都道府県知事）

年　　月　　日交付（５年有効）

（裏）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（抜粋）

第１５条　公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第三条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、特定事業者若しくは特定供給事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に特定事業者若しくは特定供給事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第八条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、事業者に対しその表示に関する報告をさせ、又はその職員に事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第２１条

第十五条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第２２条

法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附　則

この告示は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。